

新	旧	備考
<p>貿易保険の保険料率等に関する規程</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00070 <u>沿革 平成29年9月8日 一部改正</u></p> <p>株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）における貿易保険の保険料率等を次のとおり定める。</p>	<p>貿易保険の保険料率等に関する規程</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00070</p> <p>株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）における貿易保険の保険料率等を次のとおり定める。</p>	
I (略)	I (略)	
II 保険料率 [1] (略)	II 保険料率 [1] (略)	
<p>[2] 貿易代金貸付（貸付金債権等）保険約款（以下 [2] において「貸付金約款」という。）又は貿易代金貸付（保証債務）保険約款（以下 [2] において「保証約款」という。）に係る保険料率</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 個別保険（2年以上案件に限る。）又は2年以上貸付特約書に係る保険価額（貸付金約款にあつては貿易代金貸付金債権等の元本に係るもの）に限り、保証約款にあつては借入金等のうち元本に係るものに限る。ただし、スワップ保険特約を付して保険契約を締結する場合にあつてはスワップ取引の解約コストに係る保証債務の額をいう。<u>（以下Ⅲ [3] 1 (1)において同じ。）</u> 当たりの保険料率</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>5 (略)</p>	<p>[2] 貿易代金貸付（貸付金債権等）保険約款（以下 [2] において「貸付金約款」という。）又は貿易代金貸付（保証債務）保険約款（以下 [2] において「保証約款」という。）に係る保険料率</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 個別保険（2年以上案件に限る。）又は2年以上貸付特約書に係る保険価額（貸付金約款にあつては貿易代金貸付金債権等の元本に係るもの）に限り、保証約款にあつては借入金等のうち元本に係るものに限る。ただし、スワップ保険特約を付して保険契約を締結する場合にあつてはスワップ取引の解約コストに係る保証債務の額をいう。） 当たりの保険料率</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>5 (略)</p>	
[3]～[9] (略)	[3]～[9] (略)	
[10] 海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款（以下 [10] において「貸付金約款」という。）又は海外事業資金貸付（保証債務）保険約款（以下 [10] において「保証約款」という。）に係る保険料率	[10] 海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款（以下 [10] において「貸付金約款」という。）又は海外事業資金貸付（保証債務）保険約款（以下 [10] において「保証約款」という。）に係る保険料率	

新	旧	備考
<p>1 保険金額（貸付金約款にあっては海外事業資金貸付金債権等の元本に係るものに限り、保証約款にあっては保証債務に係る主たる債務のうち元本に係るものに限る。ただし、スワップ保険特約を付して保険契約を締結する場合にあってはスワップ解約コストに係る保証債務の額に付保率を乗じて得た額をいう。<u>（以下Ⅲ〔3〕1(2)及び〔4〕において同じ。）</u>）当たりの基本保険料率は次のとおりとする。</p> <p>非常事由に係る基本保険料率(%) = (a X + b) × c × d 信用事由に係る基本保険料率(%) = (a X + b)</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 割増は、次のとおりとする。次の(1)、(3)又は(4)のいずれかに該当する場合にあっては、上記1で算出した基本保険料率（次の(2)が適用される場合にあっては、(2)において計算された率）に、次の(1)、(3)又は(4)に規定する割増係数のうち該当するものすべてを乗じて得た率を保険料率とする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 海外事業資金貸付保険運用規程（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00054）第11条第2項に基づき、海外事業資金貸付に係る保険料を2回に分割して納付する場合の割増係数は、次の式により算出した数値（小数点以下第4位を四捨五入し、第3位までを有効とする。）とする。ただし、1といずれか大きい方とする。</p> $0.5 + 0.5 \times (1 + R)^n$ <p>(i)～(ii) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>1 保険金額（貸付金約款にあっては海外事業資金貸付金債権等の元本に係るものに限り、<u>（以下Ⅲ〔4〕において同じ。）</u>、保証約款にあっては保証債務に係る主たる債務のうち元本に係るものに限る。<u>（以下Ⅲ〔4〕において同じ。）</u>。ただし、スワップ保険特約を付して保険契約を締結する場合にあってはスワップ解約コストに係る保証債務の額に付保率を乗じて得た額をいう。）当たりの基本保険料率は次のとおりとする。</p> <p>非常事由に係る基本保険料率(%) = (a X + b) × c × d 信用事由に係る基本保険料率(%) = (a X + b)</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 割増は、次のとおりとする。次の(1)、(3)又は(4)のいずれかに該当する場合にあっては、上記1で算出した基本保険料率（次の(2)が適用される場合にあっては、(2)において計算された率）に、次の(1)、(3)又は(4)に規定する割増係数のうち該当するものすべてを乗じて得た率を保険料率とする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 海外事業資金貸付保険運用規程（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00054）第12条第2項に基づき、海外事業資金貸付に係る保険料を2回に分割して納付する場合の割増係数は、次の式により算出した数値（小数点以下第4位を四捨五入し、第3位までを有効とする。）とする。ただし、1といずれか大きい方とする。</p> $0.5 + 0.5 \times (1 + R)^n$ <p>(i)～(ii) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>4 (略)</p>	
<p>Ⅲ その他</p> <p>[1] 保険料の額の計算上生ずる端数の取扱い</p> <p>保険料の額及び返還保険料の額の計算において、1円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。ただし、<u>外貨建ての保険契約に係る貿易代金貸付保険及び海外事業資金貸付保険の取扱について（平成29年9月8日 17 - 制度 - 00184。以下「外貨建保険特約規程」という。）</u>に規定する米ドル建保険特約（以下「米ドル建保険特約」という。）を付</p>	<p>Ⅲ その他</p> <p>[1] 保険料の額の計算上生ずる端数の取扱い</p> <p>保険料の額及び返還保険料の額の計算において、1円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。ただし、<u>保険契約について特約の締結がなされている場合にあっては、当該特約に定める算定方法による。</u></p>	

新	旧	備考
<p><u>して保険契約を締結する場合又は保険契約について特約の締結がなされている場合</u>にあつては、当該<u>規程又は特約に定める算定方法</u>による。</p>		
[2] (略)	[2] (略)	
<p>[3] 徴収保険料 上記Ⅱの規定にかかわらず、次の場合には、次の保険料等を徴収する。</p> <p>1 米ドル建保険特約を付す保険契約 <u>(1) 貿易代金貸付(貸付金債権等) 保険約款(平成29年4月1日 17-制度-00002)又は貿易代金貸付(保証債務) 保険約款(平成29年4月1日 17-制度-00003)に係る保険契約にあつては、保険価額に上記Ⅱ[2] 4に規定する保険料率及び外貨建保険特約規程に定める換算率を乗じて得た額とする。</u></p> <p><u>(2) 海外事業資金貸付(貸付金債権等) 保険約款(平成29年4月1日 17-制度-00011)又は海外事業資金貸付(保証債務) 保険約款(平成29年4月1日 17-制度-00012)に係る保険契約にあつては、保険金額に上記Ⅱ[10] 1(1)又は(2)に規定する保険料率及び外貨建保険特約規程に定める換算率を乗じて得た額とする。ただし、Ⅱ[10] 4に基づきⅡ[2] 4の規定が適用される場合は、上記(1)に準じるものとする。</u></p> <p>2 保険契約締結時の最低保険料 (1)～(2) (略)</p> <p>3 保険の申込み等の遅滞及び脱漏に係る保険料 (1)～(3) (略)</p> <p>4 延滞金の請求 日本貿易保険は、保険契約者が日本貿易保険の指定する日までに日本貿易保険の指定する額の保険料の全額を納付しなかったときは、保険料及び当該保険料について日本貿易保険が指定する日の翌日から保険契約者の納付すべき保険料が納付される日までの日数に応じて年10.95%の割合で計算した延滞金を請求することができる。</p>	<p>[3] 徴収保険料 上記Ⅱの規定にかかわらず、次の場合には、次の保険料等を徴収する。</p> <p>1 保険契約締結時の最低保険料 (1)～(2) (略)</p> <p>2 保険の申込み等の遅滞及び脱漏に係る保険料 (1)～(3) (略)</p> <p>3 延滞金の請求 日本貿易保険は、保険契約者が日本貿易保険の指定する日までに日本貿易保険の指定する額の保険料の全額を納付しなかったときは、保険料及び当該保険料について日本貿易保険が指定する日の翌日から保険契約者の納付すべき保険料が納付される日までの日数に応じて年10.95%の割合で計算した延滞金を請求することができる。</p>	
[4] 返還保険料	[4] 返還保険料	

新	旧	備考
<p>保険料は、各約款及び各特約書の規定に従い返還する。ただし、返還すべき保険料が精算の場合又は日本貿易保険の責めに帰する事由により保険料の過納が行われた場合を除き、次の1若しくは2に該当する場合又は3に規定する額は返還しない。</p> <p>1 貿易一般保険（消費財特約書に係る保険契約を除く。）、貿易代金貸付保険及び海外事業資金貸付保険にあつては、返還すべき保険料の額が100,000円未満（<u>米ドル建保険特約を付して締結した保険契約について米ドル建てで保険料を徴収した場合にあつては、外貨建保険特約規程に定める額未満</u>）の場合</p> <p>2 （略）</p> <p>3 海外事業資金貸付保険（上記Ⅱ [10] 1に該当する保険契約（(6)に該当するものを除く。）に限り、上記1に該当する場合を除く。）にあつては、次に掲げる額</p> <p>(1) 既収保険料の額（当該返還すべき事由に係る日本貿易保険への通知の直前の保険契約において確定した保険料の額をいう。以下(2)において同じ。）が次の式により算出した額（以下3において「算出額」という。）を超え、既収保険料の額から返還すべき保険料の額を控除した額が算出額未満となる場合</p> <p>（保険契約締結日における非常事由に係る保険金額×非常事由に係る b (%)） + （保険契約締結日における信用事由に係る保険金額×信用事由に係る b (%)）</p> <p>（注）上記算式中の b は上記Ⅱ [10] 1に規定するものをいう。</p> <p>返還すべき保険料の額のうち、当該控除した額と算出額との差額に相当する額</p> <p>(2) （略）</p>	<p>保険料は、各約款及び各特約書の規定に従い返還する。ただし、返還すべき保険料が精算の場合又は日本貿易保険の責めに帰する事由により保険料の過納が行われた場合を除き、次の1若しくは2に該当する場合又は3に規定する額は返還しない。</p> <p>1 貿易一般保険（消費財特約書に係る保険契約を除く。）、貿易代金貸付保険及び海外事業資金貸付保険にあつては、返還すべき保険料の額が100,000円未満の場合</p> <p>2 （略）</p> <p>3 海外事業資金貸付保険（上記Ⅱ [10] 1に該当する保険契約（(6)に該当するものを除く。）に限り、上記1に該当する場合を除く。）にあつては、次に掲げる額</p> <p>(1) 既収保険料の額（当該返還すべき事由に係る日本貿易保険への通知の直前の保険契約において確定した保険料の額をいう。以下(2)において同じ。）が次の式により算出した額（以下3において「算出額」という。）を超え、既収保険料の額から返還すべき保険料の額を控除した額が算出額未満となる場合</p> <p>（保険契約締結日における非常事由に係る保険金額×非常事由に係る b） + （保険契約締結日における信用事由に係る保険金額×信用事由に係る b）</p> <p>（注）上記算式中の b は上記Ⅱ [10] 1に規定するものをいう。</p> <p>返還すべき保険料の額のうち、当該控除した額と算出額との差額に相当する額</p> <p>(2) （略）</p>	
[5] （略）	[5] （略）	
<p>[6] 訂正内容変更における差額保険料の徴収又は返還</p> <p>設備財等特約書、<u>技術提供特約書</u>、消費財特約書又は企業総合特約書に係る保険契約の訂正内容変更における保険料は、訂正前の保険料の額と訂正後の保険料の額との差額が1,000円未満の場合は、当該差額の徴収又は返還は行わない。</p>	<p>[6] 訂正内容変更における差額保険料の徴収又は返還</p> <p>設備財等特約書、消費財特約書又は企業総合特約書に係る保険契約の訂正内容変更における保険料は、訂正前の保険料の額と訂正後の保険料の額との差額が1,000円未満の場合は、当該差額の徴収又は返還は行わない。</p>	

新	旧	備考
[7] ~ [10] (略)	[7] ~ [10] (略)	
<u>附 則</u> <u>この改正は、平成29年10月2日から実施する。</u>		
別表第1～別表第6 (略)	別表第1～別表第6 (略)	